

欧州連合  
地理的表示及び原産地呼称に関する理事会規則  
農産物及び食品に係る品質スキームに関する2012年11月21日の  
欧州議会及び理事会規則(EU)No. 1151/2012  
2013年1月3日統合版

目次

前文

第I編 一般規定

第1条 目的

第2条 範囲

第3条 定義

第II編 原産地呼称保護及び地理的表示保護

第4条 目的

第5条 原産地呼称及び地理的表示に係る要件

第6条 一般的性質，植物品種及び動物品種との衝突，同音異義語及び商標との衝突

第7条 産物明細書

第8条 登録出願の内容

第9条 経過国内保護

第10条 異議申立理由

第11条 原産地呼称保護及び地理的表示保護の登録簿

第12条 名称，標章及び表示

第13条 保護

第14条 商標，原産地呼称及び地理的表示の関係

第15条 原産地呼称保護及び地理的表示保護の使用に係る経過期間

第16条 経過規定

第III編 伝統的特産品保護

第17条 目的

第18条 規準

第19条 産物明細書

第20条 登録出願の内容

第21条 異議申立理由

第22条 伝統的特産品保護登録簿

第23条 名称，標章及び表示

第24条 登録名称の使用に関する制限

第25条 経過規定

第26条 簡素化手続

## 第 IV 編 選択的品質用語

- 第27条 目的
- 第28条 国内細則
- 第29条 選択的品質用語
- 第30条 留保及び修正
- 第31条 山間産物
- 第32条 島農業の産物
- 第33条 使用に係る制限
- 第34条 監視

## 第 V 編 共通規定

### 第 I 章 原産地呼称保護, 地理的表示保護及び伝統的特産品保護の公的管理

- 第35条 範囲
- 第36条 管轄当局の指定
- 第37条 産物明細書順守の検証
- 第38条 市場における名称の使用の監督
- 第39条 管轄当局による管理機関への委任
- 第40条 管理活動の計画及び報告

### 第 II 章 一定の先使用の除外

- 第41条 一般名称
- 第42条 植物の品種及び動物の品種
- 第43条 知的所有権との関係

### 第 III 章 品質スキームの表示及び標章並びに生産者の役割

- 第44条 表示及び標章の保護
- 第45条 集団の役割
- 第46条 スキームを使用する権利
- 第47条 手数料

### 第IV章 原産地呼称, 地理的表示及び伝統的特産品保護に係る出願及び登録手続

- 第48条 出願手続の範囲
- 第49条 名称登録に係る出願
- 第50条 委員会による精査及び異議申立の公告
- 第51条 異議申立手続
- 第52条 登録に関する決定
- 第53条 産物明細書の修正
- 第54条 取消

第VI編 手続及び最終規定

第I章 地元農業及び直販

第55条 地元農業及び直販に関する報告

第II章 手続細則

第56条 委任の行使

第57条 評議会の手続

第III章 廃止及び最終規定

第58条 廃止

第59条 発効

附属I 第2条(1)にいう農産物及び食品

## 前文

欧州連合の欧州議会及び理事会は、  
欧州連合の機能に関する条約，特にその第43条(2)及び第118条第1段落を考慮に入れ、  
欧州委員会からの提案を考慮に入れ、  
各国内議会に立法案を送付し、  
欧州経済社会評議会の意見を考慮に入れ、  
地域評議会の意見を考慮に入れ、  
通常立法手続に従って行動して、

(1) 連合の農業、漁業及び水耕(aquaculture)生産の質及び多様性はその最も重要な長所の1つであり、連合の生産者に競争上の優位性を与えており、その生活文化及び料理遺産に主要な貢献をなしており、これは、新しい生産方法及び材料の発展を考慮に入れつつ、伝統を生かし続けてきた連合の農業者及び生産者の技量及び決意によるものであり、

(2) 連合の住民及び消費者が高品質と伝統的産物を要求する度が高まっており、また連合における農業生産の多様性を維持することにも関心を有しており、これは、特定可能な固有の特性、特に地理的原産地に関連する特性を伴う農産物又は食品に対する需要を生み出すものであり、

(3) 生産者は、その努力に対して公正な報酬を与えられてのみ多様な良質の産物を生産し続けられるのであり、そのためには生産者が公正な競争の条件の下で自己の産物の特性を買い手及び消費者に伝達することができなければならず、また、彼らが自己の産物を市場において正確に識別できなければならず、

(4) 多様な良質の産物を生産する生産者の努力に報いる品質スキームを運用することは農村経済に利益をもたらすものであり、これは、農業部門が経済の重要な部分を占めかつ生産費用が高い山間地域、最も辺鄙な地域及び恵まれない地域について特に該当し、こうして品質スキームは、共通農業政策(CAP)の農村開発政策及び市場・所得支援政策に貢献しかつこれを補完することができ、特に、これは、農業部門が経済的に大きな比重を占めている地域、なかんずく恵まれない地域に貢献し、

(5) 「欧州2020年：知的な、持続可能で包括的な成長のための戦略」と題する委員会通達に記載された欧州2020年政策優先事項には、知識及び技術革新に基づく競争力の高い経済の達成及び経済的・社会的・地域的結束をもたらす高雇用経済の推進という目標が含まれており、従って農産物品質政策は、不正行為から生産者を保護し、固有の特性を有する産物をより適切に特定し、助長するための適正な道具を生産者に与えるものであり、

(6) 想定されている一連の補足措置においては補完性及び均衡の原理が尊重されるべきであり、

(7) 農産物品質政策措置は、芳香性ぶどう酒、芳香性ぶどう酒ベース飲料及び芳香性ぶどう酒のカクテルの定義、説明及び提示に関する一般規則を定める1991年6月10日の理事会規則(EEC)No. 1601/91、蜂蜜に関する2001年12月20日の理事会指令No. 2001/110/EC、特にその第2条、連合の最外縁地域における農業に係る特別措置を定める2006年1月30日の理事会規則(EC)No. 247/2006、特にその第14条、伝統的特産品としての農産物及び食品に関する2006年3月20日の理事会規則(EC)No. 509/2006、農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する2006年3月20日の理事会規則(EC)No. 510/2006、農業市場の共通組織の創設及び一定の農産物に係る特別規定に関する2007年10月22日の理事会規則(EC)No. 1234/2007(単一CMO

規則), 特にその第II部第II編第I章第1条及び第1条a第1項, 有機生産及び有機産物のラベル表示に関する2007年6月28日の理事会規則(EC)No. 834/2007並びに蒸留酒飲料の定義, 説明, 提示, ラベル表示及び保護に関する2008年1月15日の欧州議会及び理事会の規則(EC)No. 110/2008に定められており,

(8) 農産物及び食品のラベル表示は, 食品のラベル表示, 提示及び広告に係る加盟各国の法律の調和に関する2000年3月20日の欧州議会及び理事会の指令No. 2000/13/EC に定める一般原則, 特に消費者に混同又は誤解を生じさせる虞があるラベル表示の防止を狙いとする規定に従うべきであり,

(9) 欧州議会, 理事会, 欧州経済社会評議会及び農産物品質政策に関する地域評議会に対する委員会からの通達において, 農産物品質政策の全体的包括性及び一貫性の向上を優先事項として確認しており,

(10) 農産物及び食品に係る地理的表示スキーム及び伝統的特産品保護スキームは, 一定の共通の目的及び規定を有しており,

(11) 連合は, これまでCAPの規制枠組を簡素化することを狙いとした方法を追求してきており, この方法は, 農産物品質政策の分野における規則にも, これらの産物の固有の特性に疑問を生じさせることなく, 利用されるべきであり,

(12) 農産物品質政策の部分成す一部の規則は, 最近再検討されたが十分には実施されておらず, したがって, それらは本規則に含められるべきではなく, ただし, それらは, 当該法制が完全に実施された後の段階で組み入れられる。

(13) 以上の考慮にかんがみて, 下記の規定を, 規則(EC)No. 509/2006 及び規則(EC)No. 510/2006 の新規の又は更新された規定並びにそのまま維持されている規則(EC)No. 509/2006 及び規則(EC)No. 510/2006 の規定を包含する単一の法的枠組みに統合するべきであり,

(14) 従って, 明快さ及び透明性のために, 規則(EC)No. 509/2006 及び規則(EC)No. 5110/2006 は廃止され, 本規則により置き換えられるべきであり,

(15) 本規則の範囲は, 条約の附属Iに掲げられる人間による消費を意図した農産物及び農業生産又は農村経済と密接に結び付いた, 同附属の範囲外にある産物一覧に限定されるべきであり,

(16) 本規則に規定される細則は, ぶどう酒, 芳香性ぶどう酒, 蒸留酒飲料, 有機農業の産物又は最外縁地域に関する既存の連合法規に影響を及ぼすことなく適用されるべきであり,

(17) 原産地呼称及び地理的表示の範囲は, 産物又は食品の特性と地理的原産地との間に本質的な関連が存在する産物に限定されるべきであり, ある種のチョコレートのみを菓子製品として現行のスキームに含めるのは是正されるべき変則であるので,

(18) 原産地呼称及び地理的表示を保護するとの特定の目的は, 農業者及び生産者にある産物又はその生産方法の品質及び特性について公正な収益を確保し, かつ, 地理的原産地に結び付いた特別の特性を有する産物に関する明確な情報を提供することにより, 消費者がよりすぐれた情報に基づく購入選択をできるようにすることにより,

(19) 連合内で保護される名称に関する知的所有権に対する統一的な敬意を連合全体を通じて確保することは, 連合レベルでこそより効果的に達成することができる優先事項であり,

(20) 原産地呼称及び地理的表示の登録簿への記載を規定することによりこれらを保護する連合の枠組は, それに基づく一層均質な対処方法がかかる表示を付した産物の生産者の間の

公正な競争を確保し、かつ、消費者の目から見た産物の信頼性を高めるので、これらの手段の発展を促進するものであり、原産地呼称及び地理的表示の連合レベルでの発展並びに世界貿易機関(WTO)又は多数国間及び二国間協定の枠組内での第三国におけるこれらの保護のための仕組みの創設の促進について規定を設け、それにより、価値付加要因としての産物の品質及び生産モデルの認知に貢献するべきであり、

(21) 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する1992年7月14日の理事会規則(EEC)No. 2081/92 並びに規則(EC)No. 510/2006 の施行から得た経験にかんがみて、いくつかの細則を明確化及び簡素化し、かつ、本スキームの手続を合理化するために、一定の問題に対処する必要がある、

(22) 現行において、産物とその地理的産地との間の関連を特定するための2つの手段、すなわち、原産地呼称保護及び地理的表示保護は、更に明確にされ維持されるべきであり、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定(TRIPS)に定められた地理的表示の定義を一層適切に考慮に入れ、かつ、これらを事業者が理解する上で一層簡単かつ明確にするために、2つの手段の概念を変えることなく定義の一定の修正を取り入れるべきであり、

(23) かかる地理的説明を付した農産物及び食品は、天然資源若しくは生産地域景観の保護又は家畜の健康の向上を狙いとした特別の要件等、明細書に記載されている一定の条件を満たすべきであり、

(24) 加盟国の領域内における保護の要件を満たすためには、原産地呼称及び地理的表示は連合レベルでのみ登録されるべきであり、加盟国は、連合レベルでのかかる登録の出願日をもって、連合域内又は国際貿易に影響を及ぼすことなく、国内レベルで仮保護を付与するべきであり、登録に基づき本規則により与えられる保護は、対応する規準を満たし、かつ、原産地国で保護される第三国の原産地呼称及び地理的表示にも同等に与えられるべきであり、

(25) 連合レベルでの登録手続は、加盟国、出願加盟国以外の加盟国又は第三国からの利害を有する自然人又は法人も、異議を通知することにより自らの権利を行使することが可能なものであるべきであり、

(26) 原産地呼称保護及び地理的表示保護の登録簿への記載は、消費者及び取引に関与する者に情報を提供するものでもあるべきであり、

(27) 連合は、原産地呼称及び地理的表示に関する国際協定を含め、国際協定をその貿易相手と交渉するので、そのように保護される名称についての情報の公衆への提供を促進するために、かつ、特にこれら名称の使用を保護及び管理を確保するために、名称は、原産地呼称保護及び地理的表示保護の登録簿に記載できるので、かかる国際協定の中で原産地呼称として特に指摘がない限り、名称は保護される地理的名称として登録簿に記載されるべきであるので、

(28) 原産地呼称保護及び地理的表示保護に関しては、その特別の性質にかんがみて、生産者が包装に連合の適切な標章又は表示を使用する旨のラベル表示に関する特別規定を設けるべきであり、連合の名称の場合は、この範疇の産物及びそれに付された保証を消費者に周知させるため、かつ、これらの産物の市場での識別を容易にし、それにより管理を容易にするために、かかる標章又は表示の使用は義務的なものにするべきであり、WTOの要件を考慮に入れて、かかる標章又は表示の使用は第三国の地理的表示及び原産地呼称については任意のものとするべきであり、

(29) 登録簿に記載されている名称が公正に使用されることを確保する目的で、かつ、消費者

に誤解を生じさせる虞があるやり方を防止するために、これら名称に保護が与えられるべきであり、更に、地理的表示及び原産地呼称が保護されることを確保する手段を、特に加盟国の生産者団体及び管轄当局の役割に関して明確にするべきであり、

(30) 他の名称と並んで登録名称を使用することを経過期間許容する特定の修正規定を設けるべきであり、この修正規定は簡単かつ明確にされるべきであり、一定の場合は、一時的な困難を克服し、かつ、すべての生産者が明細書に従うことを確保する長期的目的をもって、この修正規定は10年以下の期間認め得るので、

(31) 本規則に基づいて付与される保護の範囲は、特に、連合レベルでの新しい商標登録の場合と同様に、原産地呼称保護及び地理的表示保護の登録と衝突する商標に関する加盟国の法律を調和させるための2008年10月22日の欧州議会及び理事会の指令 2008/95/EC に記載する新しい商標の登録に対する制限に関して、明確化されるべきであり、かかる明確化は、知的所有権に係る先の権利、特に原産地呼称保護又は地理的表示保護として登録される商標及び同音異義の名称に関するものの所有者に関しても必要であり、

(32) 原産地呼称及び地理的表示の保護は、高い水準の保護を確保しかつこの保護をぶどう酒部門に適用される保護に一致させるために、商品及びサービスに付される登録名称の濫用、模倣及び誘発に拡張されるべきであり、原産地呼称保護又は地理的表示保護が要素として用いられているときは、「原産地呼称保護(PDO)又は地理的表示保護(PGI)を要素として用いる食品のラベル表示に関する指針」と題する委員会通達を考慮に入れるべきであり、

(33) 2013年1月3日規則(EC)No. 510/2006に基づいて既に登録されている名称は、本規則の下で引き続き保護されるべきであり、かつ、自動的に登録簿に含められるべきであり、

(34) 伝統的特産品保護に係る本スキームの特別の目的は、伝統的産物の生産者がその産物の付加価値要素を消費者に伝達するのを助けることであるが、ごく少数の名称が登録されているのみなので、伝統的特産品保護に係る現行スキームは、その潜在可能性を実現しておらず、従って、スキームを潜在的出願者にとってより理解しやすく、運用しやすく、魅力あるものにするために、現行規定を改善し、明確にし、鋭敏なものにするべきであり、

(35) 現行スキームは、ある名称を連合内で留保することなく、その名称を識別目的で登録する選択肢を与えており、この選択肢は利害関係者によく理解されておらず、かつ、伝統的産物を識別する機能は、補完性原理を適用して加盟国又は地域レベルの方がより適切に達成できるので、この選択肢は廃止するべきであり、経験にかんがみて、本スキームは、連合全域にわたる名称の留保のみを取り扱うべきであり、

(36) 本スキームの下で真の伝統的産物の名称が登録されることを確保するために、名称の登録に係る規準及び条件は、特に「伝統的」の定義に関するものは、かなりの期間にわたって生産されてきた産物を対象とするように、考案されるべきであり、

(37) 伝統的特産品保護がその明細書に合致し、かつ、一貫性があることを確保するために、集団に組織された生産者は、明細書の下で産物を自ら定義するべきであり、伝統的特産品保護として名称を登録する選択肢は、第三国の生産者に開放されるべきであり、

(38) 伝統的特産品保護は、留保の要件を満たすためには、連合レベルで登録されるべきであり、登録簿への記載は、消費者及び当該取引に関与している者に情報を提供するものでもあるべきであり、

(39) 不当な競争条件の創出を避けるために、第三国の生産者を含む何れの生産者も、当該産物が関連仕様の要件に適合しており、かつ、当該生産者がある管理制度の対象になっている

ことを条件として、伝統的特産品保護の登録名称を使用することができるべきであり、連合内で生産された伝統的特産品保護については、ラベル表示の上に連合の標章が表示されるべきであり、かつ、それを「伝統的特産品保護」の表示と関係付けることが可能でなければならず、

(40) 登録名称を濫用又は消費者に誤解を生じさせかねない行為から守るために、これらの使用は留保されるべきであり、

(41) 2013年1月3日に規則(EC)No. 509/2006 に基づいて既に登録されている名称であって、そうでなければ本規則の範囲に入らないものについては、規則(EC)No. 509/2006 に定める使用条件が経過期間について引き続き適用されるべきであり、

(42) 規則(EC)No. 509/2006 に従って名称を留保することなく登録された名称を登録するための手続を導入し、これらの名称が名称の留保を伴って登録されることを可能にするべきであり、

(43) 2013年1月3日前に委員会が受領した登録出願に適用される経過措置についても規定を設けるべきであり、

(44) 価値を付加する品質用語であって、域内市場で伝達することができ、かつ、任意に適用されるものに基づく品質制度の第2層を導入するべきであり、この選択的な品質用語は、1以上の産物の範疇、農法又は特定の地域に適用される加工上の特性に関して、特別の水平特性に係るものであるべきであり、選択的品質用語である「山間産物」は、現在まで条件を満たしており、市場で産物に価値を付加するので、特に「山間産物」を含め、商品のラベル表示が選択的品質用語に関して消費者に混同を生じさせる虞がある場合に、指令No. 2000/13/EC の適用を促進するために、委員会は、指針を導入することができ、

(45) 山間の生産者にその産物をより適切に販売し、かつ、山間産物の市場への出品についての消費者の混同からの現実のリスクを減少させる効果的な手段を提供するために、山間産物に係る選択的品質用語を連合レベルで定義する規定を設けるべきであり、山間地域の定義は、欧州農業保護育成基金(EAGGF)の農村開発支援に関する1999年5月17日の理事会規則(EC)No. 1257/1999 の山間地域を特定するために用いられる一般分類基準に依るべきであり、

(46) 地理的表示及び伝統的特産品保護の付加価値は、消費者の信頼に基づいており、効果的な検証及び管理を伴ってのみ信頼できるものであり、これらの品質スキームは、飼料食品法、動物保健及び動物健康規則の順守の検証を確保するために行われる公的管理措置に関する2004年4月29日の欧州議会及び理事会の規則(EC)No. 882/2004 に定める原則に沿って、公的管理の監視制度の対象とされるべきであり、かつ、生産、加工及び流通のすべての段階における検査制度を含むべきであり、加盟国が地理的表示及び伝統的特産品保護の管理に規則(EC)No. 882/2004 の規定をより適切に適用するのを支援するために、最も関連性の高い条項に本規則中で言及するべきであり、

(47) 地理的表示及び伝統的特産品保護の固有の特性を消費者に保証するために、事業者は、産物明細書の順守を検証する制度の対象にされるべきであり、

(48) 管轄当局が公平かつ有能であることを確保するために、管轄当局は、いくつかの運用規程を満たすべきであり、特定の管理職務を行う権限の一部の管理機関への委任に関する規定を考えるべきであり、

(49) 欧州標準化委員会(CEN)により開発された欧州標準(EN標準)及び国際標準化機構(ISO)により開発された国際標準は、管理機関の認定に用いられるとともに、管理機関によりその

運営に用いられるべきであり、かかる期間の認定は、認定の要件及び産物の取引に関する市場監視を定める2008年7月9日の欧州議会及び理事会の規則(EC)No. 765/2008 に従って行われなければならない、

(50) 地理的表示及び伝統的特産品保護に係る管理活動に関する情報は、国内多年度管理計画及び規則(EC)No. 882/2004 に従って加盟国が作成する年次報告に含められるべきであり、

(51) 加盟国は、負担した費用に充てるための手数料を課する権原を認められるべきであり、

(52) 一般的な名称の継続使用に関する現行の細則は、保護又は留保されている名称又は用語に類似しているか又はその一部を構成する一般用語がその一般性を維持するように明確化されるべきであり、

(53) 商標及び原産地呼称又は地理的表示の先順位を決定する日は、連合又は加盟国での当該商標の登録出願の日及び原産地呼称又は地理的表示の保護を求める委員会への出願日とするべきであり、

(54) 先の商標との衝突を理由とする原産地呼称又は地理的表示の拒絶又は共存を取り扱う規定は、引き続き適用される。

(55) 後の商標を拒絶するか又は登録されている場合は後の商標が先の原産地呼称又は地理的表示と衝突するとの理由で無効にする規準は、定められた原産地呼称又は地理的表示の保護の範囲に対応するべきであり、

(56) 知的所有権を確立する制度の規定、特に原産地呼称及び地理的表示に係る品質スキームにより創設された制度又は商標法に基づいて創設された制度の規定は、名称の留保並びに伝統的特産品保護及び選択的品質用語に係る品質スキームに従った表示及び標章の創設により影響を受けるべきではなく、

(57) 集団の役割が明確化され、承認されるべきであり、集団は、原産地呼称及び地理的表示並びに伝統的特産品保護の名称登録に係る出願手続において並びに明細書の修正及び取消請求において不可欠の役割を果たし、集団は、また、登録名称の保護の執行の監視、生産における産物明細書の順守、登録名称の情報及び推進並びに一般に登録名称の価値及び品質スキームの効果の改善を狙いとした活動に係る活動を増進し得、更に、集団は、市場における産物の状態を監視するべきであり、ただし、これらの活動は、条約第101条及び第102条と矛盾する反競争的行為を促進し又はこれに導くものであってはならず、

(58) 原産地呼称及び地理的表示並びに伝統的特産品保護の登録名称が本規則により定める条件を満たすことを確保するために、出願は、国内異議申立手続を含め、最小限の共通規定に従って、関係加盟国の国内当局により審査されるべきであり、委員会は、その後、明白な誤りがないこと並びに連合法及び出願加盟国外の利害関係者の利益が考慮されたことを確保するために出願を精査するべきであり、

(59) 原産地呼称、地理的表示及び伝統的特産品保護としての登録は、第三国を原産地とする産物に関連する名称であって、本規則に定める条件を満たすものに開放されるべきであり、品質スキームへの参加を示す標章、表示及び略語並びにそれらの中の連合に属する権利は、それらが真正の産物に使用されること及び消費者が産物の品質について誤解しないようにすることを目的として、連合及び第三国において保護されるべきであり、更に、この保護が効果的であるために、委員会は、農村開発のための欧州農業基金(EAFRD)による農村開発支援に関する2005年9月20日の理事会規則(EC)No. 1698/2005 の枠内で及び共通農業政策の資金調達に関する2005年6月21日の理事会規則(EC)No. 1290/2005 第5条に従い、集中的基礎に立って財

源を求めるべきであり、

(61) 原産地呼称保護、地理的表示保護及び伝統的特産品保護に係る、精査及び異議申立期間を含む登録手続は、特に意思決定に関して、短縮、改善されるべきであり、一定の状況において加盟国の助力を得て行動する委員会は、登録に関する意思決定について責任を負うべきであり、特に産物が最早対応する産物明細書を遵守しなくなっているか又は名称が最早市場で用いられなくなっている場合において、登録後の産物明細書の修正及び登録名称の取消を許容する手続が定められるべきであり、

(62) 原産地呼称保護、地理的表示保護又は伝統的特産品保護の共同登録に係る国境に跨る出願を容易にするために、適切な手続のための規定を設けるべきであり、

(63) 本規則の一部の非本質的な要素を補足又は修正するために、以下のこと、すなわち、本規則附属Iに定める産物の一覧を補足すること、原産地呼称の場合に飼料の調達に関して制限及び一部修正を設けること、畜殺に関して又は原料の調達に関して制限又は一部修正を施すこと、産物明細書に含まれる情報を限定する細則を定めること、連合の標章を定めること、生産者又は利害関係者の権利及び正当な利益を保護するために追加的な経過細則を定めること、伝統的特産品保護の名称に係る適格規準に関する更なる詳細事項を定めること、選択的な品質用語に係る規準に関して詳細な細則を定めること、追加の選択的品質用語を留保すること、その使用条件を定めること及びそれらの条件を修正すること、「山間産物」の用語の使用について一部修正を定めること及び生産方法やその他の当該選択的品質用語の適用に関する規準を設けること特に原料や飼料が当該山間地域の外から入るのを許容する条件を定めること、連合における用語の包括的地位を決定するための追加的細則を定めること、植物品種又は動物品種の名称の使用の決定に係る細則を定めること、複数の国の領域に関わる共同出願に係る国内異論申立手続を踏むことに係る細則並びに出願手続、異議申立手続、修正申請手続及び取消手続一般の細則を補足する細則を明確にすることに関して、条約第290条に従って決議を採択する権限が委員会に委任されるべきであり、委員会が、専門家レベルを含め、その準備作業中に適切な協議を行うことが特に重要であり、

委員会は、委任された決議を準備し、作成する際に、関連書類が欧州議会及び理事会に同時に、適時に、かつ、適切に送付されるようにするべきであり、

(64) 本規則の施行に一律の条件を確保するために、次のこと、すなわち産物明細書の方式に関する細則を定めること、保護原産地呼称及び保護地理的表示の登録簿の法式及び内容に関する詳細な細則を定めること、連合の標章及び表示の技術的特性並びに用いられるべき適切な言語の版を含め、それらの産物への使用に関する細則を定めること、原産地呼称保護及び地理的表示保護の使用に係る一時的修正に関する経過期間の付与及び延長、伝統的特産品保護の登録簿の方式及び内容に関する詳細な細則を定めること、伝統的特産品保護に係る細則を定めること、第IV編の適用に係る方式、手続その他の技術的詳細事項に関するすべての措置を定めること、選択的品質用語の使用に係る細則を定めること、品質スキームを指す表示、略号及び標章の一律の保護に係る細則を定めること、登録出願及び異議申立の手続、方式及び提示に関する詳細な細則を定めること、出願を拒絶すること、合意が成立しなかった場合に名称の登録に関して決定を下すこと、修正出願の手続、方式及び提示に関する詳細な細則を定めること、原産地呼称保護、地理的表示保護又は伝統的特産品保護の登録を取り消すこと並びに取消手続の手続及び方式並びに取消請求の提示に関する詳細な細則を定めることに関して、施行権限が委員会に与えられるべきであり、

それらの権限は、委員会による施行権限行使の加盟国による監督に係る仕組みに関する細則及び一般原則を定める2011年2月16日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No. 182/2011 に従って行使されるべきであり、

(65) 本スキームの下で認められた原産地呼称保護、地理的表示保護及び伝統的特産品保護の登録簿の創設及び維持に関し、委員会は、産物証明団体の名称及び宛先を公表する手段を定め、かつ、異議申立の通知若しくは許容し得る理由を付した異議申立書が出されない場合又はかかるものがあつた場合で合意が成立したときに名称を登録し、規則(EU)No. 182/2011 を適用することなく施行決議を採択することを授権される。

## 第I編 一般規定

### 第1条 目的

(1) 本規則は、農産物及び食品の生産者が当該産物の特性並びに当該産物及び食品の農法の属性を買い手及び消費者に伝達するのを助けることにより、次に掲げることの確保を目的とする。

- (a) 付加価値の特性及び属性を伴う農産物及び食品の農業者及び生産者の間の公正な競争
- (b) かかる産物に関する信頼し得る情報の消費者による取得
- (c) 知的所有権の尊重
- (d) 域内市場の誠実性

本規則に定める措置は、農業及び加工活動並びに高品質の産物に関係する農業制度を支援し、それにより農村開発政策の目的達成に貢献することを意図している。

(2) 本規則は、特に次に掲げるものを伴う農産物を表示し又は説明する名称及び用語の特定及び適切な場合は保護の基礎を提供する品質スキームを創設する。

- (a) 価値付加の特性又は
- (b) 生産に用いられる農法若しくは加工方法又は生産若しくは販売の場所に基づく価値付加属性

### 第2条 範囲

(1) 本規則は、条約附属Iに掲げる人間による消費に意図された農産品及び本規則附属Iに掲げるその他の農産品及び食品を対象とする。

委員会は、国際コミットメント又は新しい生産方法若しくは材料を考慮に入れるため、本規則附属Iに定める産物一覧を補足する委任された決議を第56条に従って採択する権限を授与される。かかる産物は、農産物又は農村経済と密接に関連するものでなければならない。

(2) 本規則は、蒸留酒飲料、芳香性ぶどう酒又はワインビネガーを除く規則(EC)No. 1234/2007附属Ibに定義するぶどう産品には適用されない。

(3) 本規則は、産物の市場への出荷並びに特に市場の単一共通組織及び食品ラベル表示に関する連合の他の特定の規定を害することなく適用される。

(4) 技術的標準及び規則並びに情報社会サービスに関する細則の分野での情報提供に係る手続を定める1998年6月22日の欧州議会及び理事会の指令98/34/ECは、本規則により設定された品質スキームには適用されない。

### 第3条 定義

本規則の適用上、次に掲げる定義が適用される。

- (1) 「品質スキーム」とは、第II編、第III編及び第IV編に基づいて設けられるスキームをいう。
- (2) 「集団」とは、その法的方式如何を問わず、主として、同一の産物について作業する生産者又は加工者から成る団体をいう。
- (3) 「伝統」とは、世代間の伝達を可能にする期間にわたる国内市場での実証済みのやり方をいう。この期間は、少なくとも30年とする。
- (4) 「ラベル表示」とは、食品に関する何れかの語句、事項、商標、ブランド名、図形要素又

は標章であって、当該食品に付随する又はこれを示す何れかの包装、書類、通知、ラベル、リング又はカラーに付されているものをいう。

(5) ある産物に関して「固有の特性」とは、ある産物を同一の範疇の類似する他の産物から明確に区別する特有の生産属性をいう。

(6) 「一般名称」とは、当該産物が最初に生産又は販売された場所、地域又は国に関係しているものであって連合内のある産品の通称になった産物の名称をいう。

(7) 「生産段階」とは、生産、加工又は調理をいう。

(8) 「加工品」とは、加工されていない産品を加工した食品をいう。加工品は、その製造に必要な又はその固有の特性を出すのに必要な成分を含み得る。

## 第II編 原産地呼称保護及び地理的表示保護

### 第4条 目的

原産地呼称保護及び地理的表示保護に係るスキームは、ある地理的區域に関連する産物の生産者を、次に掲げることにより支援するために設けられる。

- (a) これらの産物の品質に対する公正な収益を確保すること
- (b) 連合の領域内において、知的所有権としての名称の一律の保護を確保すること
- (c) 産物の価値付加属性に関する明確な情報を消費者に提供すること

### 第5条 原産地呼称及び地理的表示に係る要件

(1) 本規則の適用上、「原産地呼称」とは、次に掲げることすべてに該当するある産物を特定する名称をいう。

- (a) 特定の場所、地域又は例外的な場合に国を原産地とすること
- (b) その品質又は特性が、本質的に又はもっぱら、その内在的な自然又は人的要因を伴う特定の地理的環境によるものであること
- (c) その生産段階のすべてが限定された地理的区域内で行われること

(2) 本規則の適用上、「地理的表示」とは、次に掲げることすべてに該当する産物を特定する名称をいう。

- (a) ある特定の場所、地域又は国を原産地とすること
- (b) その所与の品質、評判又はその他の特性を本質的にその地理的原産地に帰し得ること
- (c) その生産段階の少なくとも1つが限定された地理的区域内で行われること

(3) (1)に拘らず、当該産物の原料が限定された地理的區域より広いか又はそれと異なる地理的區域から出てきたものであっても、一定の名称は原産地呼称として扱われる。ただし、次に掲げることすべてを条件とする。

- (a) 当該原料の生産区域が限定されていること
- (b) 当該原料について特別の生産条件が存在すること
- (c) (b)にいう条件が守られていることを確保するための管理の仕組みが存在すること
- (d) 当該原産地呼称が、2004年5月1日前に原産国において原産地呼称として認められていたこと

生きている動物、食肉及びミルクのみが本段落適用上の原料とみなされる。

(4) 委員会は、動物起源の産物の生産の特性を考慮に入れるために、原産地呼称の場合の飼料の調達に関する制限及び一部修正に関して、第56条に従い、委任された決議を採択する権限を与えられる。

更に委員会は、一定の産物又は地域の特性を考慮に入れるために、畜殺又は原料の調達に関する制限及び一部修正に関して、第56条に従い委任された決議を採択する権限を与えられる。これらの制限及び一部修正においては、客観的な規準に基づき、品質又は用法及び認められたノウハウ若しくは自然の要因を考慮に入れる。

### 第6条 一般的性質、植物品種及び動物品種との衝突、同音異義語及び商標との衝突

- (1) 一般名称は、原産地呼称保護又は地理的表示保護として登録してはならない。
- (2) 名称が植物品種又は動物品種の名称と衝突しかつ当該産物の真正の原産地に関して消費

者に誤解を生じさせる虞がある場合は、これを原産地呼称又は地理的表示として登録してはならない。

(3) 登録を意図された名称であつて、第11条に基づいて設けられた登録簿に既に記載されている名称と全面的又は部分的に同音異義であるものは、関係生産者の公平な取扱を確保する必要性と消費者に誤解が生じないようにする必要性を考慮に入れて、後に登録される同音異義名称と既に登録簿に記載されている名称の地方的・伝統的な用法及び提示の間に十分な実地上の区別がない限り、登録してはならない。

産物が他の領域から来たものと消費者に誤解させる同音異義名称は、それが当該の産物の現実の原産領域、地域又は場所に関する限り正確なものであつても、登録してはならない。

(4) 原産地呼称又は地理的表示としての登録を意図された名称は、ある商標の評判及び名声並びにそれが使用されている期間の長さにかんがみて、原産地呼称又は地理的表示として意図された名称を登録することに当該産物の真正の正体に関して消費者に誤解を生じさせる虞がある場合は、登録してはならない。

## 第7条 産物明細書

(1) 原産地呼称保護又は地理的表示保護は、少なくとも次に掲げるものを含む指定に合致しなければならない。

(a) 原産地呼称又は地理的表示として保護されるべき名称であつて、業としてであるか又は日常語においてであるかを問わず、限定された地理的区域内で当該特定の産物を説明するのに用いられているか又は歴史的に用いられた言語でのみ用いられているもの

(b) 当該産物の説明であつて、適切な場合は原料及び当該製品の主要な物理的、化学的、微生物学的又は感覚的特性を含むもの

(c) (f) (i) 又は (ii) に言及する関連に関して明確に記述された地理的領域の定義及び適切な場合は第5条(3)の要件への適合性を示す詳細事項

(d) 当該産物が第5条(1)又は(2)にいう限定された地理的領域を原産地とするとの証拠

(e) 当該産物を入手する方法の説明並びに適切な場合であつて出願集団が連合法特に商品の自由流通及びサービスの自由提供に関する連合法を考慮に入れてそのように決定しかつ品質を保証し、原産地を確保し又は管理を確保するために、当該包装が限定された地理的区域内で行われなければならないことについて産物を特定した十分な正当化理由を提示したときは、包装に関する真正で不変のその地方の方法及び情報

(f) 次に掲げる事項を証明する詳細

(i) 当該産物の品質又は特性と第5条(1)にいう地理的環境との間の関連又は

(ii) 適切な場合は、当該産物のある品質、評判又はその他の特性と第5条(2)にいう地理的原産地との間の関連

(g) 当局の名称及び宛先又は利用可能な場合は第37条に従つて産物明細書の規定との適合性を検証する機関の名称及び宛先並びにその特別の任務

(h) 当該の産物に係る特別のラベル表示細則

(2) 委員会は、産物明細書が適切で簡潔な情報を提供することを確保するために、第56条に従つて、過大な登録出願を避けるのに必要な場合に(1)にいう指定に含まれる情報を制限する細則を定める委任決議を採択する権限を与えられる。

委員会は、指定の方式に関する細則を定める施行決議を採択することができる。この施行決

議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

## 第8条 登録出願の内容

(1) 第49条(2)又は(5)に基づく原産地呼称又は地理的表示の登録出願には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。

(a) 出願人集団又は当局若しくは利用可能な場合は産物明細書の規定との適合性を検証する機関の名称及び宛先

(b) 第7条に規定する産物明細書

(c) 次に掲げるものを記載した単一書類

(i) 産物明細書の主要点：名称、当該産物の説明で適切な場合は包装及びラベル表示に関する固有の細則を含むもの並びに地理的領域の簡潔な定義

(ii) 産物と第5条(1)又は(2)にいう地理的環境又は地理的原産地との間の関連の説明であって、適切な場合は当該関連を正当化する産物の説明又は生産方法の固有の要素を含める。

第49条(5)にいう出願には、更に、産物の名称が産物の原産国において保護されていることの証拠を含めなければならない。

(2) 第49条(4)にいう出願書類は、次に掲げるものから構成される。

(a) 出願人集団の名称及び宛先

(b) (1)(c)にいう単一書類

(c) 当該出願人集団が提出した、有利な決定のための要件を満たす出願が、本規則及びそれに基づいて採択された規定の条件を満たしていると考えられる旨の加盟国による宣言

(d) 産物明細書の公告引用

## 第9条 経過国内保護

加盟国は、経過的との条件においてのみ、国内レベルで本規則に基づいて名称に保護を付与することができ、その効果は出願が委員会に提出された日からとする。

かかる国内保護は、本規則に基づいて登録に関する決定が下されるか又は出願が取り下げられた日に終了する。

名称が本規則に基づいて登録されない場合は、かかる国内保護の成行きは当該加盟国限りの責任とする。

第1段落に基づいて加盟国がとった措置は、国内レベルでのみ効力を有し、連合域内又は国際貿易に何らの効力も有さない。

## 第10条 異議申立理由

(1) 第51条(2)にいう理由を付した異議申立書は、当該段落に定める期限内に委員会が受領し、かつ、それが次に掲げることの何れかに該当する場合に限り許容され得る。

(a) 第5条及び第7条(1)にいう条件が満たされていないことを示すこと

(b) 意図されている名称の登録は、第6条(2)、(3)又は(4)に反するであろうことを示すこと

(c) 意図されている名称の登録は、全体的若しくは部分的に同一のある名称若しくはある商標の存在又は第50条(2)(a)に規定する公告の日前に少なくとも5年にわたって市場に適法に存在している産物の存在を危うくするであろうことを示すこと

(d) 登録が請求されている名称が一般名称であることを結論付けるに足る詳細事項を示すこ

と

(2) 異議申立理由は、連合の領域に関して判断される。

### 第11条 原産地呼称保護及び地理的表示保護の登録簿

(1) 委員会は、第57条(2)にいう手続を適用することなく、本スキームに基づいて認められた原産地呼称保護及び地理的表示保護の公衆が閲覧し得る最新版の登録簿を創設し、維持する施行決議を採択する。

(2) 連合が締約当事者である国際協定に基づいて連合内で保護される第三国の産物に関する地理的表示は、登録簿に記載することができる。本規則に基づく原産地呼称保護として前記協定において特記されている場合を除き、かかる名称は、地理的表示保護として登録簿に記載される。

(3) 委員会は、登録簿の方式及び内容に関する詳細な細則を定める施行決議を採択することができる。この施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に基づいて採択する。

(4) 委員会は、(2)にいう国際協定の一覧及びそれらの協定に基づいて保護される地理的表示の一覧を公表し、かつ、定期的に更新する。

### 第12条 名称、標章及び表示

(1) 原産地呼称保護及び地理的表示保護は、対応する指定に合致する産物を販売する何れの事業者も使用することができる。

(2) 原産地呼称保護及び地理的表示保護を宣伝するためにデザインされた連合の標章を確立する。

(3) 連合を原産地とし、本規則に定める手続に従って登録された原産地呼称保護又は地理的表示保護の下で販売される産物の場合、それらに関連する連合の標章はラベル表示に示さなければならない。更に、当該産物の登録名称は、同じ視野に示されるものとする。「原産地呼称保護」若しくは「地理的表示保護」又は対応する「PDO」若しくは「PGI」という略号をラベル表示に示すことができる。

(4) 更に、次のものをラベル表示に示すこともできる：第5条にいう地理的原産地区域の図示並びに当該地理的原産地区域が所在する加盟国及び/又は地域に言及する文言、図又は標章

(5) 指令2000/13/ECを害することなく、指令2008/95/EC第15条にいう団体地理的標章を原産地呼称保護又は地理的表示保護と共にラベルに使用することができる。

(6) 第三国を原産地とする産物で登録簿に記載された名称の下で販売されるもの場合は、(3)にいう表示又はそれらと関連する連合の標章をラベル表示に示すことができる。

(7) 委員会は、適切な情報が消費者に伝達されることを確保するために、連合の標章を定める委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。委員会は、連合の標章及び表示の技術的特性を定める施行決議並びに適切な使用言語の版に関する細則を含め、原産地呼称保護又は地理的表示保護の下で販売される産物へのそれらの使用に関する細則を採択することができる。それらの施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

### 第13条 保護

(1) 登録名称は、次に掲げるものから保護される。

(a) 登録の対象でない産物であって、当該登録名称の下で登録された産物に類似するもの又は

は当該名称を使用することが保護名称の評判を利用することになるものについての登録名称のすべての直接的又は間接的な使用。それらの産物が一要素として使われる場合を含む。

(b) 当該産物若しくはサービスの真正の原産地が表示されている場合であっても、また、保護名称が翻訳されているか若しくは「様式」、「タイプ」、「方法」、「にプロデュースされた」、「模倣」、「類似」の表現を伴う場合でも、すべての濫用、模倣又は誘発。それらの産物が一要素として使われる場合を含む。

(c) 産物の出所、原産地、性質又は本質的属性に関する他のすべての虚偽の又は誤解を生じさせる表示であって内側若しくは外側の包装、当該産物に関する広告材料又は書類に用いられているもの並びに原産地について虚偽の印象を与える虞がある容器に入れた産物の梱包

(d) 産物の真正の原産地に関して消費者に誤解を生じさせる虞がある他のすべての行為  
原産地呼称保護又は地理的表示保護の中に、一般的と考えられる名称が含まれる場合、当該一般名称の使用は、(a)又は(b)に反するとはみなされない。

(2) 保護原産地呼称及び保護地理的表示は、一般的なものとはならない。

(3) 加盟国は、自国において生産されるか又は販売される原産地呼称保護及び地理的表示保護の不法な使用を(1)にいうように防ぎ又は止めるための適切な行政的及び司法的措置をとる。

加盟国は、その目的で、各加盟国が定める手続に従ってそれらの措置をとることについて責任を負う当局を指定する。

この当局は、客観的で公平な適切な保証を提供するものとし、かつ、その機能を果たすのに必要な適格の職員及び資源を自由に使えなければならない。

#### **第14条 商標、原産地呼称及び地理的表示の関係**

(1) 原産地呼称又は地理的表示が本規則に基づいて登録されている場合は、使用すると第13条(1)に反することになり、かつ、同種類の産物に関係する商標の登録については、その商標の登録出願が当該原産地呼称又は地理的表示に関する委員会への登録出願の提出日後になされた場合は拒絶されなければならない。

第1段落に違反して登録された商標は、無効とされる。

本段落の規定は、指令2008/95/ECの規定にも拘らず適用される。

(2) 第6条(4)を害することなく、原産地呼称又は地理的表示の保護に係る出願が委員会に提出された日前に連合の領域内で善意で出願され、登録され又は使用により確立された（その可能性が関係法制により規定されているときに限る。）商標であって、使用すると第13条(1)に反するものについては、原産地呼称又は地理的表示の登録にも拘らず、当該産物について引き続き使用しかつ更新することができる。ただし、その無効又は取消の理由が共同体商標に関する2009年2月26日の理事会規則(EC)No. 207/2009又は指令2008/95/ECに基づいて存在しないことを条件とする。かかる場合、保護原産地呼称又は保護地理的表示の使用は、関係する商標の使用と共に許容される。

#### **第15条 原産地呼称保護及び地理的表示保護の使用に係る経過期間**

(1) 第14条を害することなく、委員会は、加盟国又は第三国を原産地とする産物であって、その呼称が第13条(1)に反する名称から成るか又はかかる名称を含むものが、その下で販売されていた呼称を引き続き使用することができるよう、第49条(3)又は第51条に基づく適格な異

議申立書において次に掲げることが証明されることを条件として、5年以下の経過期間を付与する施行決議を採択することができる。

- (a) 当該名称の登録が全体的若しくは部分的に同一の名称の存在を危うくすること、又は
- (b) かかる産物はその名称で当該領域内において第50条(2)(a)に規定する公告の日に先立つ少なくとも5年にわたり適法に販売されていること

かかる施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

(2) 第14条を害することなく、委員会は、(1)にいう経過期間を次に掲げることが示され、適正に正当と認められた場合に15年に延長する施行決議を採択することができる。

(a) (1)にいう呼称が登録出願が委員会に提出される前に少なくとも25年にわたり一貫して公正に、適法に使用されていること

(b) (1)にいう呼称を使用する目的が、登録名称の評判から利益を得ることにあつたことがかつてなく、かつ、産物の真正の原産地に関して公衆が誤解を抱くことがなく、また抱き得なかつたことが証明されること

かかる施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

(3) (1)及び(2)にいう呼称を使用するときは、原産国表示をラベル表示に明確にかつ目に見えるように示さなければならない。

(4) 加盟国は、関係区域内のすべての生産者が指定に従うことを確保するという長期的目的をもって一時的な困難を克服するために、関係事業者が加盟国の当局に出願を提出する前少なくとも5年にわたり継続的に関係名称を使用して当該の産物を適法に販売しており、かつ、第49条(3)にいう国内異議申立手続においてその点を主張したことを条件に、委員会に出願を提出した日に発効する10年以下の経過期間を付与することができる。

第1段落は、異議申立を手続を除いて、第三国に位置する地理的区域に言及する地理的表示保護又は原産地呼称保護に準用する。

前記の経過期間は、第8条(2)にいう出願ファイルに表示する。

## 第16条 経過規定

(1) 規則(EC)No. 510/2006第7条(6)に規定する登録簿に記載された名称は、本規則第11条にいう登録簿に自動的に記載される。対応する明細書は、本規則第7条にいう明細書であるものとみなされる。かかる登録と関連する特定の経過規定は、引き続き適用される。

(2) 委員会は、関係生産者又は利害関係者の権利及び正当な利益を保護するために、追加的な経過細則に関し、第56条に従って委任決議を採択する権限を授与される。

(3) 本規則は、一方で原産地呼称及び地理的表示に関して、他方で商標に関して、規則(EC)No. 510/2006に基づいて認められるすべての共存権を害することなく適用される。

## 第III編 伝統的特産品保護

### 第17条 目的

伝統的な産物の生産者がその伝統的な製法及び産物の価値付加属性を消費者に販売及び伝達するのを支援することにより伝統的生産方法及び製法を保護するために、伝統的特産品保護のスキームを創設する。

### 第18条 規準

(1) 次に掲げることの何れかに該当する特定の産物又は食品を表現する名称は、伝統的特産品保護としての登録に適格である。

(a) 当該の産物又は食品に係る伝統的なやり方に対応する生産、加工又は組合せの方法から生じること

(b) 伝統的に用いられている原料又は要素から生産されていること

(2) 名称が伝統的特産品保護として登録されるためには、次に掲げることの何れかに該当しなければならない。

(a) 当該の特定の産物を指すものとして伝統的に使用されていること

(b) 当該産物の伝統的な特性又は固有の特性を表示すること

(3) 第51条にいう異議申立手続において、当該名称が、類似の産物又は同一若しくは類似する名称を有する産物を区別するために、他の加盟国又は第三国でも使用されていることが証明された場合は、第52条(3)に従って下される登録に関する決定においては、伝統的特産品保護の名称には「の伝統に従って作られた」との主張を付し、その直後に続けて国又は国の地域の名称を付することができる。

(4) 名称は、1組の産物について使用される一般的な性質の主張又は特定の連合の立法により規定されている主張のみを表現している場合は、登録してはならない。

(5) 委員会は、スキームの円滑な機能を確保するために、本条に定める適格規準の一層の詳細に関し、第56条に従って委任決議を採択する権限を授与される。

### 第19条 産物明細書

(1) 伝統的特産品保護は、次に掲げるものから成る明細書に合致しなければならない。

(a) 登録に意図される名称で、適切な言語の版によるもの

(b) その主な物理的、化学的、微生物学的又は感覚的特性を含め、産物の固有の特性を示す当該産物の説明

(c) 生産者が従わなければならない生産方法の説明であって、適切な場合は使用される原料又は成分の性質及び特性並びに当該産物を準備する方法を含む。

(d) 当該産物の伝統的特性を確立する主な要素

(2) 委員会は、産物の明細書が適切で簡潔な情報を提供するものであるようにするために、

(1)にいう明細書に含まれる情報を制限する細則を定める委任決議を第56条に従って採択する権限を授与されるが、過度に大部の登録出願を回避するためにかかる制限が必要な場合に限る。

委員会は、明細書の方式に関する細則を定める施行決議を採択することができる。この施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

## 第20条 登録出願の内容

(1) 第49条(2)又は(5)にいう伝統的特産品保護に係る名称の登録出願は、次に掲げるものから構成される。

(a) 出願人集団の名称及び宛先

(b) 第19条に規定する産物明細書

(2) 第49条(4)にいう出願ファイルは、次に掲げるものから成る。

(a) (1)にいう要素

(b) 当該集団により提出され、かつ、適格決定の要件を満たす出願は、本規則の条件及び本規則に従って採択された規定を満たすと考える旨の当該加盟国による宣言

## 第21条 異議申立理由

(1) 第51条(2)にいう理由を付した異議申立書は、期限満了前に委員会が同書を受領し、かつ、同書が次に掲げることの何れかに該当する場合にのみ許容される。

(a) 意図されている登録が本規則の条件と合致しない理由を証明すること

(b) 当該名称の使用が類似の農産物又は商品について適法であり、有名でありかつ経済的に重要であることを証明すること

(1)(b)にいう規準は、連合の領域に関して評価される。

## 第22条 伝統的特産品保護登録簿

(1) 委員会は、第57条(2)にいう手続を適用することなく、本スキームに基づいて認められた、公衆の閲覧可能な伝統的特産品保護登録簿の最新版を定め、維持するための施行決議を採択する。

(2) 委員会は、登録簿の方式及び内容に関する詳細な細則を定める施行決議を採択することができる。この施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択する。

## 第23条 名称、標章及び表示

(1) 伝統的特産品保護として登録される名称は、対応する明細書に合致する産物を販売する何れの事業者も使用することができる。

(2) 伝統的特産品保護を宣伝するために連合の標章を定める。

(3) 連合内を原産地とする産物であって、本規則に従って登録された伝統的特産品保護の下で販売されるものの場合、(2)にいう標章は、(4)を害することなく、ラベル表示に示すものとする。更に、産物の名称は、同一の視野に示されるものとする。「伝統的特産品保護」の表示又はこれに対応する略号「TSG」も、当該ラベル表示に示すことができる。

標章は、連合外で生産される伝統的特産品保護のラベル表示においては選択的なものとする。

(4) 委員会は、適切な情報が消費者に伝達されるようにするために連合の標章を定める委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。

委員会は、連合の標章及び表示の技術的特性を定める施行決議並びに伝統的特産品保護の名称を付した産品へのそれらの標章及び表示の使用に関する細則(適切な言語の版関するものを含む)を採択することができる。それらの施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

## 第24条 登録名称の使用に関する制限

- (1) 登録名称は、如何なる濫用、模倣若しくは誘発からも又は消費者に誤解を生じさせる虞がある他の如何なる行為からも保護される。
- (2) 加盟国は、国内レベルで使用される販売説明書が登録名称との混同を生じさせることがないようにしなければならない。
- (3) 委員会は、伝統的特産品保護の防護に関する細則を定める施行決議を採択することができる。それらの施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

## 第25条 経過規定

- (1) 規則(EC)No. 509/2006第13条(2)に従って登録された名称は、本規則第22条にいう登録簿に自動的に記載される。対応する明細書は、本規則第19条にいう明細書であるものとみなされる。かかる登録と関連する特定の経過規定は引き続き適用される。
- (2) 規則(EC)No. 509/2006第13条(1)に定める要件に従って登録された名称は、第58条(1)第2段落にいう出願に基づいて登録されたものを含め、加盟国が本規則第26条に定める手続を用いるのでない限り、2023年1月4日まで引き続き規則(EC)No. 509/2006に規定する条件に基づいて使用することができる。
- (3) 委員会は、関係生産者又は利害関係者の権利及び正当な利益を保護するために、追加的な経過細則を定める委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。

## 第26条 簡素化手続

- (1) 加盟国は、集団の請求に基づき、規則(EC)No. 509/2006第13条(1)に従って登録された伝統的特産品保護の名称であって本規則に適合するものを、2016年1月4日までに委員会に提出することができる。  
加盟国は、名称を提出する前に、第49条(3)及び(4)に定める異議申立手続を提起する。  
この手続の過程で、名称が、類似の産物又は同一の若しくは類似する名称を有する産物に関しても使用されていることが証明された場合は、当該名称は、その伝統的又は固有の特性を示す語によって補足することができる。  
第三国の集団は、かかる名称を直接的に又は当該第三国の当局を通じて委員会に提出することができる。
- (2) 委員会は、(1)にいう名称を、各名称に係る明細書と共に、受領から2月以内に欧州連合公報において公告する。
- (3) 第51条及び第52条が適用される。
- (4) 一旦異議申立手続が終了したときは、委員会は、適切な場合、第22条に定める登録簿中の記載事項を調整する。対応する明細書は、第19条にいう明細書であるものとみなされる。

## 第 IV 編 選択的品質用語

### 第27条 目的

農産物の価値付加特性又は属性の農産物生産者による域内市場内での意思疎通を容易にするために、選択的品質用語のスキームを設ける。

### 第28条 国内細則

加盟国は、本規則の対象でない選択的品質用語に関する国内細則を、かかる細則が連合法に合致することを条件として、維持することができる。

### 第29条 選択的品質用語

- (1) 選択的品質用語は、次に掲げる規準を満たすものでなければならない。
  - (a) 当該用語が、1又は複数の範疇の産物のある特性又は特定の区域に該当する農業若しくは加工属性に関係するものであること
  - (b) 当該用語の使用が、類似の種類との比較で、当該産物に価値を付加するものであること、かつ、
  - (c) 当該用語が、欧州規模であること
- (2) 販売標準を強制する目的をもって産物の技術的な品質を表現する選択的品質用語であって、産物のそれらの品質について消費者に知らせることを意図していないものは、本スキームから除外する。
- (3) 選択的品質用語においては、部門又は産物の範疇に基づいて決定される特定の販売標準を支援及び補足する選択的な留保用語を除外する。
- (4) 委員会は、一定の部門及び消費者期待の固有の特性を考慮に入れるために、(1)にいう規準に関する詳細な細則を定める委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。
- (5) 委員会は、本編の適用に必要な方式、手続又はその他の技術的詳細事項に関するすべての措置を定める施行決議を採択することができる。それらの施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。
- (6) 委員会は、(4)及び(5)に従って委任決議及び施行決議を採択するときは、関係するすべての国際標準を考慮する。

### 第30条 留保及び修正

- (1) 委員会は、消費者の期待、科学・技術知識の発展、市場の状況並びに販売標準及び国際標準における発展を考慮するために、追加的な選択的品質用語を留保し、その使用条件を定める委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。
- (2) 委員会は、適正に正当化されている場合において、追加的な選択的品質用語の適切な使用を考慮に入れるために、(1)にいう使用の条件の修正を定める委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。

### 第31条 山間産物

- (1) 「山間産物」との用語を選択的品質用語として定める。  
この用語は、条約附属 I に掲げる人間による消費に意図される産物であって、次に掲げるこ

とが該当するものを表現するためにのみ用いられる。

(a) 家畜のための原料及び飼料の双方が本質的に山間区域を出所とするものであること

(b) 加工産物の場合は、加工も山間区域で行われること

(2) 本条の適用上、連合内の山間区域は、規則(EC)No. 1257/1999第18条(1)に従って境界を定めた区域をいう。第三国の産物に関し、山間区域には、当該第三国が山間区域として公式に指定した区域又は規則(EC)No. 1257/1999第18条(1)に定める規準と同等の規準を満たす区域を含める。

(3) 委員会は、適正に正当化されている場合において、山間区域における農業生産に影響を及ぼす自然の制約を考慮に入れるために、(1)にいう使用条件の一部修正を定める委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。特に、委員会は、原料又は飼料が山間区域外を出所とすることを許容される条件、産物の加工が、定められた地理的区域内の山間区域の外で行われることが許容される条件及びこの地理的区域の定義を定める委任決議を採択する権限を授与される。

(4) 委員会は、山間区域における農業生産に影響を及ぼす自然の制約を考慮に入れるために、生産方法及び(1)に定める選択的品質用語の適用に関係するその他の規準の設定に関する委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。

### **第32条 島農業の産物**

委員会は、2014年1月4日までに、「島農業の産物」という新用語に関する報告を欧州議会及び理事会に提出する。この用語は、条約附属 I に掲げる人間のための消費に意図される産物であって、その原料が島を出所とするものを表現するためにのみ用いることができる。更に、この用語を加工産物に使用する際、加工が島において行われることが最終産物の特定の特性に実質的に影響を及ぼす場合は、加工自体も島において行われなければならない。

この報告には、必要な場合、「島農業の産物」との選択的品質用語を留保するために、適切な立法提案を添える。

### **第33条 使用に係る制限**

(1) 選択的品質用語は、対応する使用条件に合致する産物を表現するためにのみ使用することができる。

(2) 委員会は、選択的品質用語の使用に係る細則を定める施行決議を採択することができる。この施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

### **第34条 監視**

加盟国は、本編の要件の順守を確保するために危険分析に基づいて検査を行い、かつ、違反があった場合は、適切な行政罰を課する。

## 第 V 編 共通規定

### 第 I 章 原産地呼称保護、地理的表示保護及び伝統的特産品保護の公的管理

#### 第35条 範囲

本章の規定は、第II編及び第III編に定める品質スキームに関して適用する。

#### 第36条 管轄当局の指定

(1) 加盟国は、規則(EC)No. 882/2004に従い、本規則により設けられた品質スキームに関する法的要件の順守を検証するために実施される公的管理について責任を負う1又は複数の管轄当局を指定する。

規則(EC)No. 882/2004の手続及び要件を、本規則附属 I の対象であるすべての産物に係る品質スキームに関する法的要件の順守を検証するために実施される公的管理に準用する。

(2) (1)にいう管轄当局は、客観性及び公平性を適切に保証し、かつ、資格を有する職員及びそれらの機能を遂行するのに必要な資源を確保する。

(3) 公的管理においては、次に掲げる事項を対象とする。

(a) 産物が対応する産物指定に適合することの検証

(b) 第II編に基づいて登録された名称に関する第13条及び第III編に基づいて登録された名称に関する第24条に従って市場に出荷された産物を表現する登録名称の使用の監視

#### 第37条 産物明細書順守の検証

(1) 連合内に起源する産物を指定する原産地呼称保護、地理的表示保護及び伝統的特産品保護に関して、当該産物を市場に出荷する前の産物明細書順守の検証は、次に掲げるものによって実施される。

(a) 第36条にいう1若しくは複数の管轄当局及び/又は

(b) 規則(EC)No. 882/2004第2条(5)にいう1又は複数の管理機関であって産物証明機関として運営されるもの

かかる明細書順守の検証費用は、かかる管理の対象となる事業者に負担させることができる。加盟国も、かかる費用を分担することができる。

(2) 第三国に起源する産物を指定する原産地呼称、地理的表示及び伝統的特産品保護に関しては、当該産物を市場に出荷する前の明細書順守の検証は、次に掲げるものによって実施される

(a) 当該第三国により指定される1若しくは複数の公共企業体及び/又は

(b) 1若しくは複数の産物証明機関

(3) 加盟国は、(1)にいう当局及び機関の名称及び宛先を公表し、かつ、この情報を定期的に更新する。

委員会は、(2)にいう公共企業体及び機関の名称及び宛先を公表し、かつ、この情報を定期的に更新する。

(4) 委員会は、第57条(2)にいう手続を適用することなく、(1)及び(2)にいう産物証明機関の名称及び宛先を公表する方法を定める施行決議を採択することができる。

### **第38条 市場における名称の使用の監督**

加盟国は、第36条にいう管轄当局の名称及び宛先を委員会に通知する。委員会は、これらの当局の名称及び宛先を公表する。

加盟国は、危険分析に基づいて、本規則の要件の順守を確保するための検査を実施するものとし、かつ、違反があった場合は、すべての必要な措置をとる。

### **第39条 管轄当局による管理機関への委任**

(1) 管轄当局は、規則(EC)No. 882/2004第5条に従い、品質スキームの公的管理に関する特定の任務を1又は複数の機関に委任することができる。

(2) かかる管理機関は、欧州標準EN45011又はISO/IEC指針65(産物証明制度を運営する機関に係る一般要件)に従い、認定を受ける。

(3) (2)にいう認定は、次に掲げるものの何れかのみが行なうことができる。

(a) 規則(EC)No. 765/2008の規定に従った連合内の国内認定機関

(b) 国際認定フォーラムの後援の下の多角的承認取決め署名当事者である連合外の認定機関

### **第40条 管理活動の計画及び報告**

(1) 加盟国は、本章に基づく管理義務に係る活動が、規則(EC)No. 882/2004 第41条、第42条及び第43条に従って、特に多年度国内管理計画内の別個の個所に含まれるようにする。

(2) 本規則に定められた義務の管理に関する年次報告には、規則(EC)No. 882/2004第44条に定める情報から成る別個の個所を含める。

## 第 II 章 一定の先使用の除外

### 第41条 一般名称

(1) 第13条を害することなく、本規則は、連合内で一般的である名称が品質スキームの下で保護されている用語の一部であるとしても、その名称の使用に影響を及ぼすものではない。

(2) ある用語が一般的なものになっているか否かを確定するために、すべての関係要素、特に次に掲げる事項を考慮に入れなければならない。

(a) 消費区域における現況

(b) 国内又は連合の関係する法律行為

(3) 委員会は、利害関係人の権利を十分に保護するために、(1)にいう用語の一般的な性格を決定するための追加的な細則を定める委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。

### 第42条 植物の品種及び動物の品種

(1) 本規則は、下記の条件が満たされることを条件として、ラベル表示に、第II編、第III編又は第IV編にいう品質スキームに基づいて保護又は留保されている名称又は用語であって植物の品種又は動物の品種の名称を含むか又はそれから成るものを包含する産物を市場に出荷することを妨げるものではない。

(a) 当該産物が、表示されている品種から成るか又はそれから得られたこと

(b) 消費者に誤解を生じさせないこと

(c) 品種名の使用が公正な競争であること

(d) 当該使用により保護されている用語の評判を利用することにならないこと並びに

(e) 第II編にいう品質スキームの場合、当該産物の生産及び販売が、地理的表示の登録出願日前に原産地区域を越えて広がっていたこと

(2) 委員会は、食品事業者が(1)にいう植物の品種又は動物の品種の名称を使用する権利及び自由の範囲を一層明確にするために、かかる名称の使用を定めるための細則に関する委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。

### 第43条 知的所有権との関係

第III編及び第IV編にいう品質スキームは、知的所有権に適用される、連合の細則又は加盟国の細則及び特に原産地呼称及び地理的表示並びに商標に関する細則並びにそれらの細則に基づいて付与された権利を害することなく、適用される。

## 第 III 章 品質スキームの表示及び標章並びに生産者の役割

### 第44条 表示及び標章の保護

(1) 品質スキームに言及する表示、略号及び標章は、それらが適用される品質スキームの細則に従って生産された産物と関連してのみ使用することができる。

このことは、特に、次に掲げる表示、略号及び標章について適用される。

(a) 第II編に示した「原産地呼称保護」、「地理的表示保護」、「地理的表示」、「PDO」、  
「PGI」及関連標章

(b) 第III編に示した「伝統的特産品保護」、「TSG」及び関連標章

(c) 第IV編に示す「山間産物」

(2) 欧州農村開発農業基金(EAFRD)は、規則(EC)No. 1290/2005第5条に従い、委員会又は自らの発意に基づき、連合内及び第三国において、集中的なやり方で、開発に関する行政的支援、準備作業、監視、行政的及び法的支援、法的防御、登録手数料、更新手数料、商標監視手数料、訴訟費用並びに品質スキームにいう表示、略号及び標章の使用を、濫用、誘発又は消費者に誤解を生じさせる虞があるその他の行為から保護するために必要なその他の関連措置の資金手当をすることができる。

(3) 委員会は、(1)にいう表示、略号及び標章の一樣な保護のための細則を定める施行決議を採択する。その施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択する。

### 第45条 集団の役割

(1) 集団は、規則(EC)No. 1234/2007に定める生産者組織及び部門間組織に関する特別規定を害することなく、次に掲げることを行うことができる。

(a) それらの産物の品質、評判及び出所の正しさが、取引における当該名称の使用の監視により及び必要ならば第36条にいう管轄当局又は第13条(3)の枠内のその他の管轄当局への通報により、市場において保証されることに貢献すること

(b) 原産地呼称保護又は地理的表示保護及びこれらに直接関係する知的所有権の適切な法的保護を確保するための行動をとること

(c) 産物の価値付加属性を消費者に伝達することを狙いとする情報及び宣伝活動を発展させること

(d) 産物の明細書順守の確保に関連する活動を発展させること

(e) 経済的専門知識の発展、経済分析の実施、スキームに関する経済情報の普及及び生産者への助言提供を含め、スキームの成果を向上させるための行動をとること

(f) 産物の価値を高める措置をとること及び必要な場合は、それらの産物の印象を害するか又は害する虞がある措置を防止するか又はそれに対抗する手段をとること

(2) 加盟国は、行政的手段により、自国領域での集団の形成及び活動を奨励することができる。更に加盟国は、第3条(2)にいう集団の名称及び宛先を委員会に伝達する。委員会は、この情報を公表する。

### 第46条 スキームを使用する権利

(1) 加盟国は、第II編及び第III編に定める品質スキームの規定に従う事業者が第37条により設けられた順守の検証の対象となり得るようにする。

(2) 伝統的特産品保護，原産地呼称保護又は地理的表示保護スキームの下で販売される産物を準備し貯蔵する事業者又はかかる産物を市場に出荷する事業者も，本編第I章に定める管理の対象になる。

(3) 加盟国は，第III編及び第IV編に定める品質スキームの細則に意欲的に従う事業者がそうできるよう，また，差別的であるか又は他の客観的でない参加への障害に遭わないようにしなければならない。

#### **第47条 手数料**

加盟国は，規則(EC)No. 882/2004，特にその第II編第VI章の規定を害することなく，自国が品質スキームを管理する費用を賄うための手数料を課することができ，それには，本規則に規定する出願，異議申立書，修正出願及び取消請求を処理する際に負う費用が含まれる。

## 第IV章 原産地呼称、地理的表示及び伝統的特産品保護に係る出願及び登録手続

### 第48条 出願手続の範囲

本章の規定は、第II編及び第III編に定める品質スキームに関して適用される。

### 第49条 名称登録に係る出願

(1) 第48条にいう品質スキームに基づく名称登録出願は、登録される名称を付する産物について作業する集団に限り提出することができる。国境に跨る地理的区域を指定する「原産地呼称保護」若しくは「地理的表示保護」の名称の場合又は「伝統的特産物保護」の名称の場合は、異なる加盟国又は第三国のいくつかの集団が共同登録出願を提出することができる。単一の自然人又は法人は、次に掲げる条件の双方が満たされていることが証明された場合は集団として扱うことができる。

(a) 当該者が意欲的に出願する唯一の生産者であること

(b) 原産地呼称保護及び地理的表示保護に関し、限定された地理的区域が近隣区域の特性とはかなり異なる特性を有するか又は当該産物の特性が近隣区域で生産されたものの特性と異なること

(2) 第II編に定めるスキームに基づく出願が加盟国内の地理的区域に関係する場合又は第III編に定めるスキームに基づく出願が加盟国に創設された集団により準備された場合は、当該出願は、当該加盟国の当局に宛てられなければならない。

加盟国は、出願が正当なものであり、かつ、それぞれのスキームの条件を満たすことを確認するために、適切な手段により当該出願を精査する。

(3) 加盟国は、(2)第2段落にいう精査の一環として、出願の適切な公告を確保し、かつ、正当な権利を有しかつその領域内に定着又は定住している自然人又は法人が当該出願に対して異議申立を行い得る合理的な期間を規定する国内異議申立手続を設ける。

加盟国は、第II編に定めるスキームに基づいて受領した異議申立の適格性を第10条(1)にいう規準に照らして又は第III編に定めるスキームに基づいて受領した異議申立の適格性を第21条(1)にいう規準に照らして審査する。

(4) 加盟国は、受領した異議申立を評価した後、本規則の要件が満たされていると考える場合は、有利な決定を下し、出願ファイルを委員会に提出することができる。かかる場合、当該加盟国は、当該名称を(3)にいう公告の日に先立つ少なくとも5年にわたって継続的に使用して当該産物を適法に販売した自然人又は法人から受領した適格な異議申立を委員会に通知する。

加盟国は、その有利な決定が公表されるようにし、かつ、適法な権利を有する自然人又は法人に上訴する機会が与えられるようにする。

加盟国は、その有利な決定の基礎となっている産物明細書の版が公告されるようにし、かつ、産物明細書の電子的閲覧手段を提供する。

加盟国は、原産地呼称保護及び地理的表示保護に関しても、委員会が第50条(2)に従って決定を下す基礎となる産物明細書の版が適切に公告されるようにする。

(5) 第II編に定めるスキームに基づく出願が第三国内の地理的区域に関係する場合又は第III編に定めるスキームに基づく出願が第三国内で設立された集団により作成された場合は、当該出願は、直接的に又は当該第三国の当局を通じて委員会に提出する。

(6) 本条にいう委員会に送付される書類は、連合の公用語の1によらなければならない。

(7) 委員会は、出願手続を容易にするために、複数の国内領域に関する共同出願に係る国内異論申立手続を実行するための細則を定め、かつ、出願手続細則を補足する委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。

委員会は、複数の国内領域に関する出願も含め、出願の手続、方式及び提示に関する細則を定める施行決議を採択することができる。それらの施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

#### **第50条 委員会による精査及び異議申立の公告**

(1) 委員会は、第49条に従って受領した出願が正当と認められ、かつ、それぞれのスキームの条件を満たしていることを確認するために、適切な方法により当該出願を精査する。この精査は、6月の期間を越えてはならない。この期間を越えた場合は、委員会は、遅延の理由を書面により出願人に示す。

委員会は、少なくとも各月、委員会に出願登録が提出された名称及びその提出日の一覧を公表する。

(2) 委員会が、(1)第1段落に従って実施された精査に基づき、本規則に定める条件が満たされていると考える場合は、委員会は、欧州連合公報において次に掲げるものを公告する。

(a) 第II編に定めるスキームに基づく出願に関し、単一書類及び産物明細書の公告への言及

(b) 第III編に定めるスキームに基づく出願に関し、明細書

#### **第51条 異議申立手続**

(1) 加盟国若しくは第三国の当局又は正当な権利を有しかつ第三国に定着している自然人若しくは法人は、欧州連合公報における公告の日から3月以内は、委員会に異議申立書を提出することができる。

正当な権利を有し、かつ、出願がそこから提出された加盟国以外の加盟国に定着又は居住している自然人又は法人は、第1段落に従って異議申立の提出が許容される期限内に、それが定着している加盟国に異議申立書を提出することができる。

異議申立書には、当該出願が本規則に定める条件を侵害する可能性がある旨の宣言を記載しなければならない。この宣言を記載しない異議申立書は無効である。

委員会は、出願を提出した当局又は機関に当該異議申立書を送付する。

(2) 異議申立書が委員会に送付され、かつ、2月以内に理由を付した異議陳述書が引き続き送付された場合は、委員会は、この理由を付した異議陳述書の適格性を確認する。

(3) 委員会は、適格な理由を付した異議陳述書を受領してから2月以内に、異議申立を提出した当局又は者及び出願を提出した当局又は機関に対し、3月を越えない合理的な期間に適切な協議を行うよう求める。

異議申立を提出した当局又は者及び出願を提出した当局又は機関は、かかる適切な協議を不当な遅滞なく開始する。これらは、登録出願が本規則の条件に合致しているか否かを評価するための関係情報を相互に提供する。合意が成立しない場合は、この情報を委員会にも提供する。

委員会は、この3月の期間中何時でも、出願人の請求に基づき、協議の期限を最大3月まで延長することができる。

(4) (3)にいう適切な協議を受けて、第50条(2)に従って公告された詳細事項が大幅に修正された場合は、委員会は、第50条にいう精査を再び行う。

(5) (1)から(4)に従って委員会に送付される異議申立書、理由を付した異議陳述書及び関係書類は、連合の公用語の1によらなければならない。

(6) 委員会は、異議申立に関して明確な手続及び期限を定めるために、異議申立手続の細則を補足する委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。

委員会は、異議申立の手続、方式及び提示に関する詳細な細則を定める施行決議を採択することができる。それらの施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

## 第52条 登録に関する決定

(1) 委員会は、第50条(1)第1段落に従って実施した精査から得た情報に基づいて、登録の条件が満たされていないと考える場合は、出願を拒絶する施行決議を採択する。この施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

(2) 委員会は、第51条に基づく適格な理由を付した異議陳述書を受領しなかった場合は、第57条(2)にいう手続を適用することなく、当該名称を登録する施行決議を採択する。

(3) 委員会は、適格な理由を付した異議陳述書を受領した場合は、第51条(3)にいう適切な協議を経て、かつ、その結果を考慮に入れて、次に掲げることの何れかをする。

(a) 合意が成立した場合において、第57条(2)にいう手続を適用することなく採択された施行決議により当該名称を登録し、かつ、必要な場合は、第50条(2)に従って公告された情報を修正すること。ただし、かかる修正が大幅なものでない場合に限る。

(b) 合意が成立しなかった場合において、登録を決定する施行決議を採択すること。この施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

(4) 登録の決議及び拒絶の決定は、欧州連合公報において公告される。

## 第53条 産物明細書の修正

(1) 正当な権利を有する集団は、産物明細書の修正の承認を出願することができる。出願においては、請求している修正について説明し、かつ、理由を挙げる。

(2) 当該修正が明細書の軽微でない修正を複数伴うものである場合は、修正出願は第49条から第52条までに定める手続に従う。

ただし、意図される修正が軽微なものである場合は、委員会は、出願を承認又は拒絶する。第50条(2)にいう要素の変更を意味する修正の承認の場合は、委員会は、それらの要素を欧州連合公報において公告する。

第II編に記載する品質スキームの場合に、修正が軽微なものとみなされるためには、次に掲げることの何れにも該当してはならない。

(a) 当該産物の本質的特性に関係すること

(b) 第7条(1)(f)(i)又は(ii)にいう関連を変更すること

(c) 当該産物の名称又は名称の何れかの部分の変更を伴うこと

(d) 限定された地理的区域に影響を及ぼすこと

(e) 当該産物又はその原料に係る取引に対する制限の増大を意味すること

第III編に記載する品質スキームの場合に、修正が軽微なものとみなされるためには、次に掲げることの何れにも該当してはならない。

- (a) 当該産物の本質的特性に関係すること
- (b) 当該生産方法に本質的な変更を導入すること
- (c) 当該産物の名称又は名称の何れかの部分の変更を伴うこと

出願の精査に際しては、意図された修正に焦点を合わせる。

(3) 委員会は、修正が単一書類の変更を伴わない場合及び当局による義務的な衛生上又は植物衛生上の措置の強制に起因する明細書の一時的な変更に関わる場合を含め、修正出願の行政手続を容易にするために、修正出願手続の細則を補足する委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。委員会は、修正出願の手続、方式及び提示に関する詳細な細則を定める施行決議を採択することができる。この施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

#### 第54条 取消

(1) 委員会は、次に掲げる場合、自己の発意に基づき又は正当な利益を有する自然人若しくは法人の請求に基づき、原産地呼称保護若しくは地理的表示保護又は伝統的特産品保護の登録を取り消すための施行決議を採択することができる。

(a) 明細書の条件の順守が確保されていない場合

(b) 少なくとも7年間にわたり、伝統的特産品保護、原産地呼称保護又は地理的表示保護の下で市場に出荷された産物がない場合

委員会は、登録名称の下で販売される産物の生産者の請求に基づき、相応する登録を取り消すことができる。

この施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

(2) 委員会は、すべての当事者がその権利及び正当な利益を防御する機会を有することについての法的確実性を確保するために、取消手続に関する細則を補足する委任決議を第56条に従って採択する権限を授与される。

委員会は、取消手続の手順及び方式並びに(1)にいう請求の提示に関して細則を定める施行決議を採択することができる。この施行決議は、第57条(2)にいう審査手続に従って採択される。

## 第VI編 手続及び最終規定

### 第I章 地元農業及び直販

#### 第55条 地元農業及び直販に関する報告

委員会は、2014年1月4日までに、生産者が自己の産物を地元で販売するのを支援するための新規の地元農業及び直販ラベル表示スキームの件に関する報告を欧州議会及び理事会に提出する。同報告においては、農業者が新ラベルを通じて自己の産物に価値を付加する能力に焦点を合わせ、かつ、短縮される生産・流通連鎖を通じて炭素排出及び廃棄物を減らす可能性等、その他の規準を考慮に入れる。

同報告書には、必要ならば、地元農業及び直販ラベル表示スキームの創設に関する適切な立法提案を添える。

## 第II章 手続細則

### 第56条 委任の行使

(1) 委任された決議を採択する権限は、本条に定める条件に従うことを条件として、委員会に授与される。

(2) 第2条(1)第2段落、第5条(4)、第7条(2)第1段落、第12条(5)第1段落、第16条(2)、第18条(5)、第19条(2)第1段落、第23条(4)第1段落、第25条(3)、第29条(4)、第30条、第31条(3)及び(4)、第41条(3)、第42条(2)、第49条(7)第1段落、第51条(6)第1段落、第53条(3)第1段落並びに第54条(2)第1段落にいう委任された決議を採択する権限は、2013年1月3日から5年の期間にわたって委員会に授与される。委員会は、当該5年の期間の終了9月前までに権限委任に関する報告を作成する。当該権限委任は、暗黙のうちに同期間ずつ延長されるが、欧州議会又は理事会が各期間の終了3月前までにかかる延長に反対した場合はその限りでない。

(3) 第2条(1)第2段落、第5条(4)、第7条(2)第1段落、第12条(5)第1段落、第16条(2)、第18条(5)、第19条(2)第1段落、第23条(4)第1段落、第25条(3)、第29条(4)、第30条、第31条(3)及び(4)、第41条(3)、第42条(2)、第49条(7)第1段落、第51条(6)第1段落、第53条(3)第1段落並びに第54条(2)第1段落にいう権限の委任は、欧州議会又は理事会により何時でも取り消し得る。取消決定は、その決定に明示される権限の委任を終了させる。これは、当該決定の欧州連合公報における公告の次の日又は当該公報に明示するその後の日に効力を生じる。これは、既に有効な委任決議の有効性に影響を及ぼすものではない。

(4) 委員会は、委任決議を採択し次第、これを欧州議会及び理事会に対し同時に通知する。

(5) 第2条(1)第2段落、第5条(4)、第7条(2)第1段落、第12条(5)第1段落、第16条(2)、第18条(5)、第19条(2)第1段落、第23条(4)第1段落、第25条(3)、第29条(4)、第30条、第31条(3)及び(4)、第41条(3)、第42条(2)、第49条(7)第1段落、第51条(6)第1段落、第53条(3)第1段落並びに第54条(2)第1段落に従って採択された委任決議は、当該決議の欧州議会及び理事会への通知から2月の期間内に欧州議会若しくは理事会の何れからも異論が表明されなかった場合又は前記の期間の満了前に、欧州議会及び理事会の双方が、異論を申し立てない旨を委員会に通知した場合に限り、効力を生じる。この期間は、欧州議会又は理事会の発意に基づき、2月延長される。

### 第57条 評議会の手続

(1) 委員会は、農産品品質政策評議会により支援される。この評議会は、規則(EU)No. 182. 2011にいう評議会とする。

(2) 本段落に言及がなされる場合は、規則(EU)No. 182/2011第5条が適用される。

当該評議会が何らの意見も出さない場合は、委員会は、施行決議案を採択しないものとし、規則(EU)No. 182/2011第5条(4)第3段落が適用される。

### 第III章 廃止及び最終規定

#### 第58条 廃止

- (1) 規則(EC)No. 509/2006及び規則(EC)No. 510/2006はここに廃止する。  
ただし、規則(EC)No. 509/2006第13条は、本規則第III編の範囲外に該当する産物に係る出願であつて本規則の発効日前に委員会が受領したものに関しては、引き続き適用される。
- (2) 廃止規則への言及は、本規則への言及と解され、かつ、本規則附属IIの相関表に従つて読み替える。

#### 第59条 発効

本規則は、欧州連合公報における公告の日から21日目に発効する。  
ただし、第12条(3)及び第23条(3)は、2016年1月4日前に既に市場に出された産物を害することなく、同日から適用される。  
本規則は、すべての加盟国において全体として拘束力を有し、かつ、直接的に適用される。

## 附属I 第2条(1)にいう農産物及び食品

### I. 原産地呼称及び地理的表示

- ・ビール
- ・チョコレート及び派生産物
- ・パン、練り物、ケーキ、菓子、ビスケット及びその他のパン屋商品
- ・植物抽出物から作った飲料
- ・パスタ
- ・塩
- ・天然ゴム及び樹脂
- ・練りからし
- ・干し草
- ・精油
- ・コルク製品
- ・コチニール
- ・花及び観賞植物
- ・木綿
- ・羊毛
- ・柳細工製品
- ・処理済み亜麻
- ・皮革
- ・毛皮
- ・羽毛

### II. 伝統的特産品保護

- ・調理済み食物
- ・ビール
- ・チョコレート及び派生産物
- ・パン、練り物、ケーキ、菓子、ビスケット及びその他のパン屋商品
- ・植物抽出物から作った飲料
- ・パスタ
- ・塩